

第 8 章 併用方式

第 1 節 併用方式の基準

【基準事項】

- 1 配水管等からの分岐引込みは、原則として 1 建物 1 分岐とし、宅地内で直結直圧方式、直結増圧方式及び受水槽方式の各給水系統に分岐すること。
- 2 直結直圧方式、直結増圧方式及び受水槽方式の各給水系統の区分を明確にし、それぞれ他の給水系統と連結してはならない。
- 3 同一階で、直結直圧方式と受水槽方式又は直結増圧方式と受水槽方式で給水すること等、配管形態が輻輳する給水形態は原則として避けること。
- 4 併用方式は、本要綱における直結方式及び受水槽方式のそれぞれの基準に準じて取り扱う。

なお、併用方式で、直結増圧方式及び 4 階以上への直結直圧方式により給水する場合は、所長が別に定める「中高層建物直結給水施行基準」を併せて適用するものとする。

直結直圧方式、直結増圧方式及び受水槽方式の各給水系統と連結してはならないが、第 7 章第 5 節に規定する非常用直結給水栓はこの限りでない。また、受水槽方式であっても、ポンプ直送方式と高置水槽方式の各給水系統を連結してはならない。

第2節 併用方式の事前協議及び申込手続

【基準事項】

併用方式で給水しようとする者は、設計に先だち、事務所と協議した後において設計に当たること。

1 事前協議

- (1) 併用方式で給水しようとする者は、設計に先だち、次に掲げる協議書を2部作成し、事務所と協議した後において設計に当たること。ただし、所長が事前協議は不要と認める場合はこの限りでない。

ア 直結直圧方式（3階以下）と受水槽方式の併用・・・貯水槽水道設計事前協議書〔様式第4号〕

イ 直結直圧方式（4階以上）と受水槽方式の併用・・・所長が別に定める「中高層建物直結給水施行基準」における直結給水事前協議書と貯水槽水道設計事前協議書〔様式第4号〕

ウ 直結増圧方式と受水槽方式の併用・・・所長が別に定める「中高層建物直結給水施行基準」における直結給水事前協議書と貯水槽水道設計事前協議書〔様式第4号〕

エ 直結直圧方式と直結増圧方式の併用・・・所長が別に定める「中高層建物直結給水施行基準」における直結給水事前協議書

(2) 協議内容

当該建築物の計画使用水量、配水管口径及び水圧等に基づく水理計算等により、各給水方式に伴う協議書の記載項目に基づき協議を行うこと。

2 申込手続

- (1) 併用方式を行う場合であっても、給水装置工事申込書は1つとすること。
- (2) 設計審査手数料及び工事検査手数料は、第11章第5節「手数料」に準じて取り扱う。

第3節 併用方式の設計及び施工

【基準事項】

宅地内及び建築物内において、直結直圧方式系統、直結増圧方式系統及び受水槽方式系統並びにその他の配管系統の配管を連結してはならない。

1 設計

- (1) 宅地内及び建築物内において、直結直圧方式系統、直結増圧方式系統及び受水槽方式系統並びにその他の配管系統間におけるクロスコネクション（誤接合）等の事故を防止する配管形態とすること。
- (2) 受水槽への給水管には、配水管及び直結方式系統への影響を考慮し、定流量弁等を設置すること。
- (3) 受水槽への給水管に設置するメーター口径は、受水槽への給水量に応じたものを選定すること。

2 施工

- (1) 併用方式の維持管理を容易にするため、直結直圧方式系統、直結増圧方式系統及び受水槽方式系統の識別を次のとおり実施すること。

ア 配管

直結直圧方式系統及び直結増圧方式には赤色、受水槽方式系統には青色のビニルテープをわかりやすい部分に適当な間隔で巻き付けること。

イ 止水栓

受水槽方式系統に設置するものは、止水栓ボックスの蓋裏に青色のスプレーをすること。

ウ 仕切弁

仕切弁ボックス内部に、直結直圧方式系統、直結増圧方式系統又は受水槽方式系統を識別できる表示板等を設置すること。

- (2) 当該建築物の給水方式が受水槽方式又は併用方式かを明示した銘板を、維持管理上のわかりやすい場所（受水槽回り等）に取り付けることが望ましい。